



令和5年1月31日

中国運輸局 交通政策部  
鳥取運輸支局／島根運輸支局

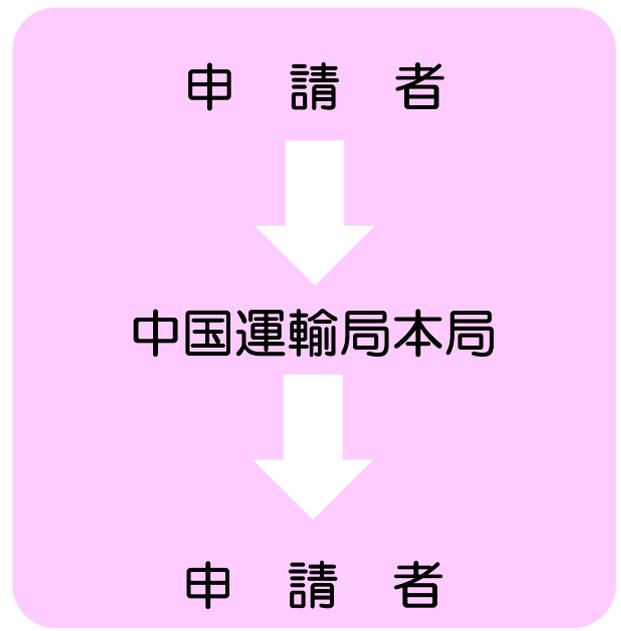
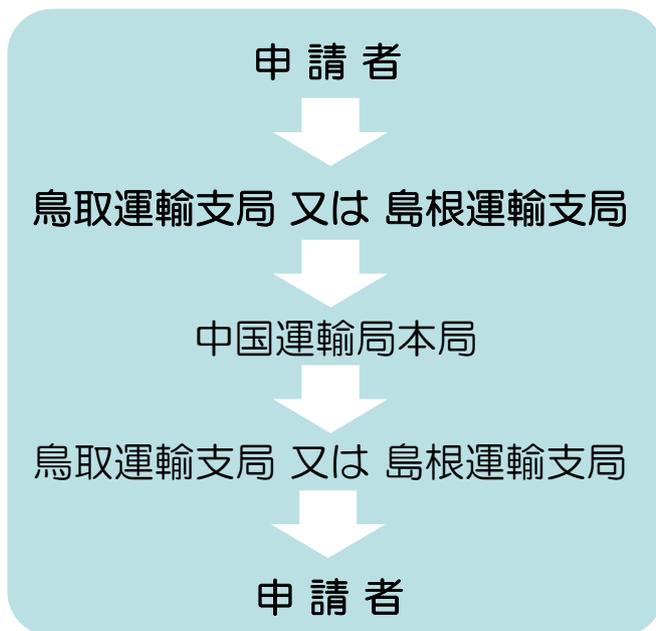
## 営業倉庫の手続き窓口変更のお知らせ

**4月から本局が直接承ります！**

- ◆現在、鳥取運輸支局又は島根運輸支局へ提出している営業倉庫の申請書や届出書・報告書については、**令和5年4月から中国運輸局本局へ直接、メールや郵送等により提出**することになります。
- ◆本局窓口ダイレクトで、**事務の工程を簡素化**します。

(例) 倉庫業の登録申請から登録通知書交付まで  
～令和5年3月31日

**令和5年4月1日～**



皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

<お問い合わせ先>

【本局】中国運輸局 交通政策部  
環境・物流課

TEL:082-228-3496

E-mail:cgt-ecologi@gxb.mlit.go.jp

〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30  
広島合同庁舎4号館4F

【運輸支局】鳥取運輸支局(総務企画) TEL:0857-22-4154  
島根運輸支局(総務企画) TEL:0852-38-8111



※ 申請等のお手続きやご相談については、裏面をご参照ください。

## 中国運輸局（本局）へ直接提出する 倉庫業法令の主な手続き例

	手続き例	根拠法令 法＝倉庫業法 規則＝同法施行規則
1	新規登録	法第3条
2	変更登録	法第7条第1項
3	軽微変更届出	法第7条第3項
4	寄託約款の届出	法第8条第1項
5	営業の譲受届出	法第17条第3項
6	法人の合併・分割届出	法第17条第3項
7	認定トランクルーム変更届出	法第25条の6第1項
8	料金設定変更届出	規則第24条第1項
9	役員選任・変更届出	規則第24条第2項
10	期末倉庫使用状況報告	規則第24条第5項

【その他】 倉庫業に関する個別具体のご相談案件※なども本局が直接承ります。

※ ご相談にあたり、お願いがございます。

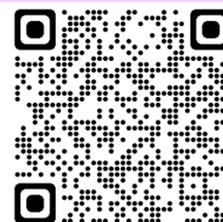
ア) 国土交通省HPから法令や申請書類等を事前に確認・入手できます。

イ) 『倉庫業登録申請の手引き』が掲載されています。

ウ) 倉庫の種類に応じた申請チェックリストが掲載されています。

皆様におかれましては、是非、国交省HPをご覧のうえ、ご相談賜りますようお願いいたします。

国交省HPの倉庫業のページはこちら →



「国交省 倉庫業」などでも検索可能です。

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>